

第八期品川区介護保険事業計画

(いきいき計画 21)

概要(案)

2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

—もくじ—

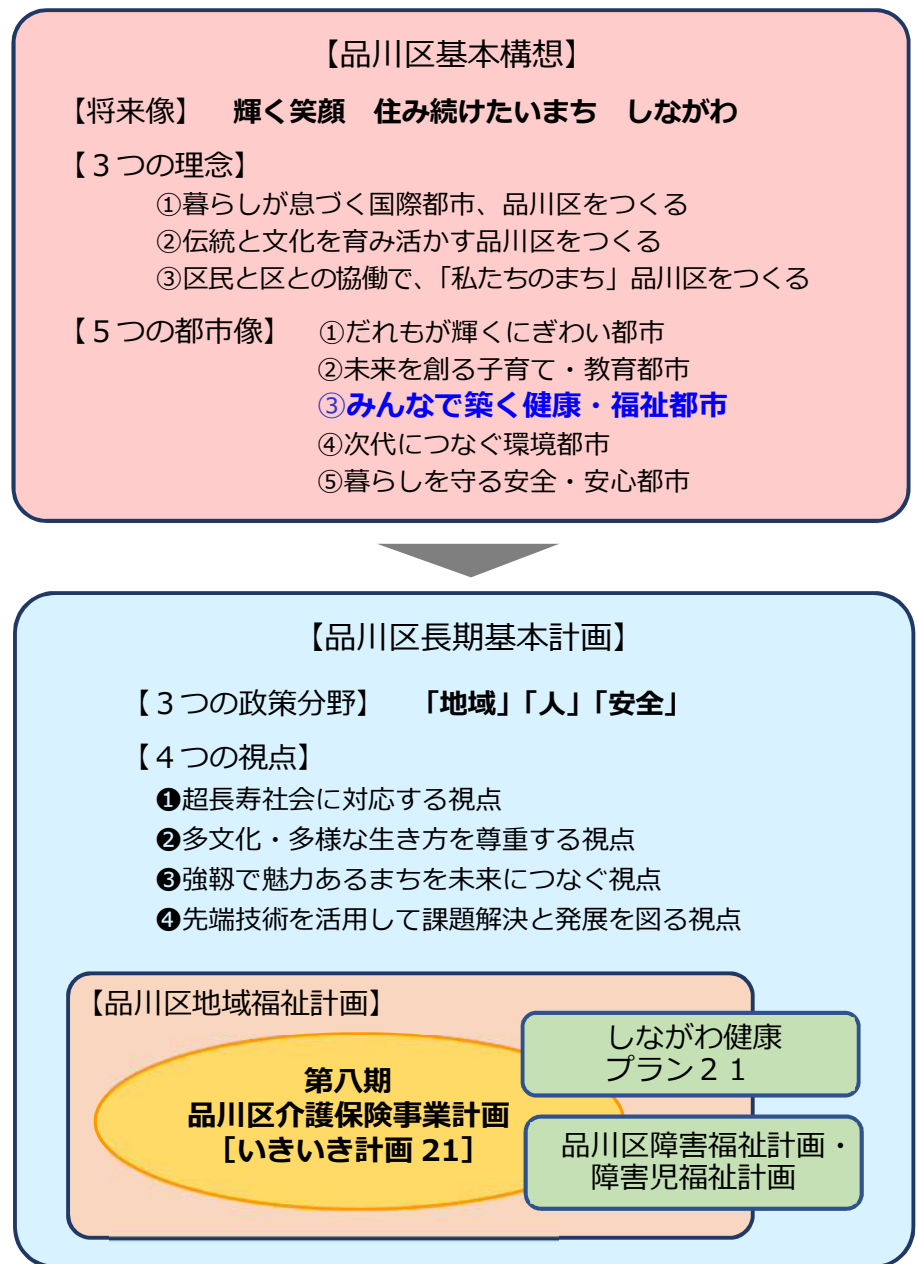
| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 第八期品川区介護保険事業計画の基本的な考え方…………… | 1 |
| 2. 品川区の高齢者の状況…………… | 3 |
| 3. 高齢者への支援体制…………… | 4 |
| 4. 第八期に推進する8つのプロジェクト…………… | 6 |
| プロジェクト1. 地域との協働によるネットワークと共生社会の実現 | |
| プロジェクト2. 健康づくりと介護予防サービスの充実 | |
| プロジェクト3. 介護保険サービス・その他のサービスの充実 | |
| プロジェクト4. 認知症高齢者とともに生きる総合的な施策の推進 | |
| プロジェクト5. 医療と介護の連携の推進 | |
| プロジェクト6. 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上 | |
| プロジェクト7. 多様な福祉人材の確保・育成と業務の効率化 | |
| プロジェクト8. 感染症や災害時対応の体制整備 | |
| 5. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料…………… | 15 |

1. 第八期品川区介護保険事業計画の基本的な考え方

1-1 第八期品川区介護保険事業計画策定にあたって

第八期品川区介護保険事業計画の策定にあたっては、品川区基本構想「輝く笑顔 住み続けたいまち 品川区」のさらなる実現に向け、令和2年4月に改定した品川区長期基本計画における「地域」「人」「安全」の3つの政策分野から未来につなぐ4つの視点を重視し検討を進めます。

また、本計画は、これまでの計画と同様に高齢者保健福祉計画を包含した計画とするとともに、品川区基本構想・長期基本計画のほか、地域福祉計画やしながわ健康プラン21、障害福祉計画など関連する計画との整合性を図り、高齢者が安心して暮らせる福祉の充実をめざした具体的な計画として策定します。



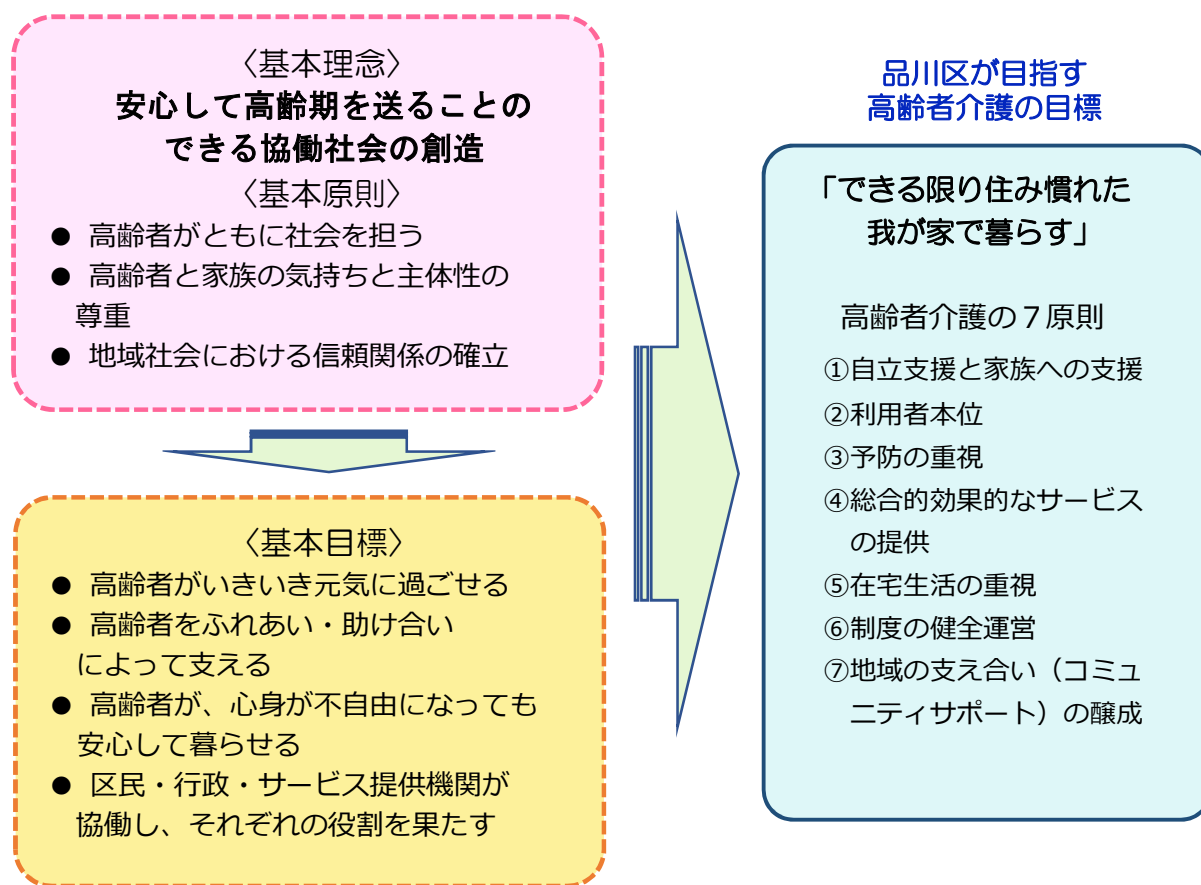
(介護保険事業計画は老人福祉法に定める老人福祉計画を含む)

1-2 計画の理念と目標

品川区では「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」を高齢者介護の目指すべきあり方として定めています。

高齢者と家族が、介護保険サービス等の公的サービスと住民の互助活動、民間サービスを活用しながら、心身が不自由になっても住み慣れた我が家で生活ができ、在宅生活の継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しが立てられるようにしていきます。

【計画の基本理念・基本原則・基本目標】



1-3 第八期の計画期間と重点課題

(1) 第八期の計画期間

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間

これまでの実績を踏まえ、今後3年間において取り組む課題と、その解決に向けた施策や介護基盤整備の方針、また、介護サービス事業量の見込みと第1号被保険者の保険料について定めます。さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年度を見据えた推計も記載します。

(2) 第八期の重点課題

地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現

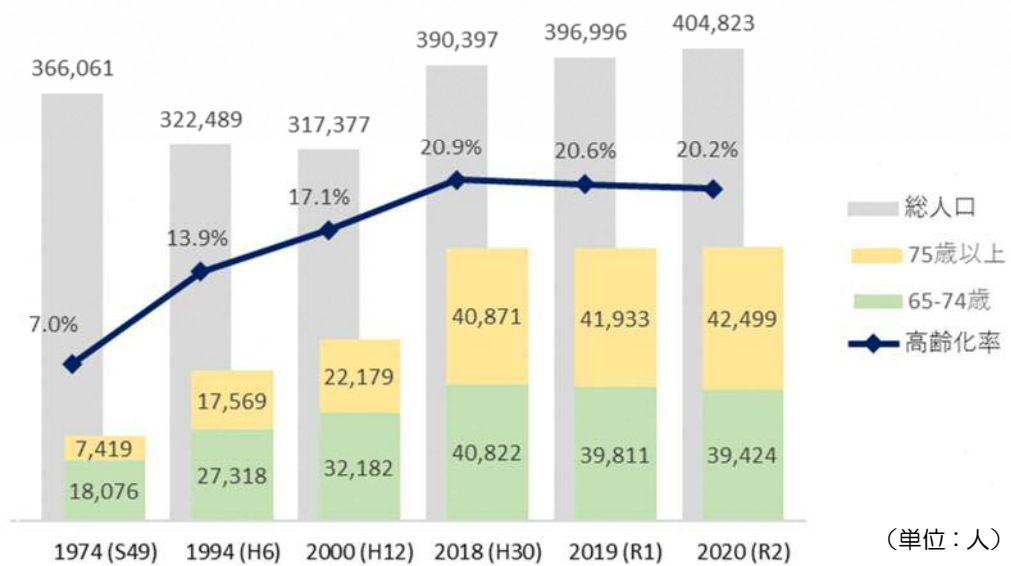
品川区は、介護保険制度の保険者として、さらなる高齢化の進展に向けて、引き続き公平・公正な事業運営に努めるとともに、医療・介護・介護予防・住まいおよび生活支援の基盤整備と、区民・関係機関の連携による支え合いのしくみづくり「地域包括ケア」を充実させます。

「地域包括ケア」のさらなる推進により、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

2. 品川区の高齢者の状況

2-1 品川区における高齢者の現状

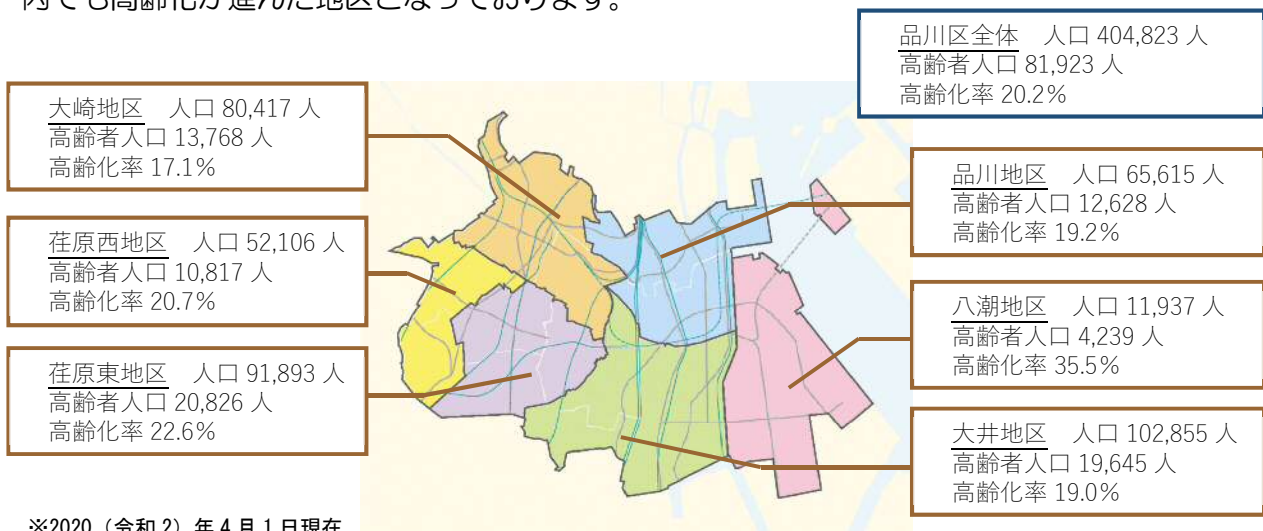
品川区では総人口が増加を続けており、それに伴い高齢者人口も増加しています。2018（平成30）年度以降、75歳以上の高齢者数が65歳から74歳の高齢者数を上回っています。今後もひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれており、特に75歳以上の高齢者の割合は2035年ごろまで上昇することが見込まれています。



※2020（令和2）年4月1日現在

2-2 地区別の高齢者人口と高齢化率

地区別の高齢化率は、品川・大井・荏原西の各地区では概ね平均となっており、荏原東地区はやや高めとなっております。特に、大崎地区では再開発等による若い世代の流入から低下している一方、八潮地区は大規模団地が造成された時期に入居した方が高齢期に入っており、区内でも高齢化が進んだ地区となっております。



3. 高齢者への支援体制

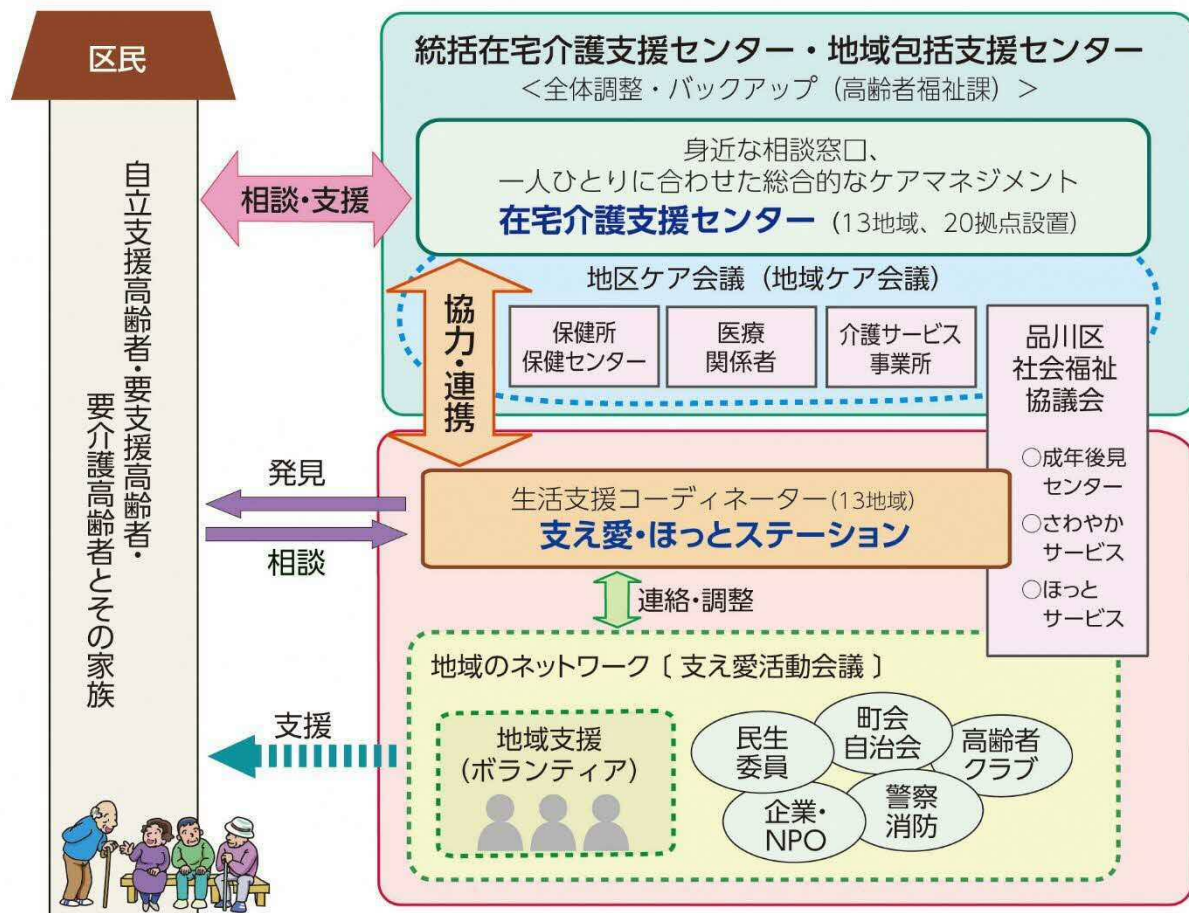
3-1 高齢者を支える体制整備

品川区においては、住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるように、介護保険制度創設以前から在宅介護支援センターを核とした、自立支援高齢者・要介護高齢者とその家族に対する相談やケアマネジメントの体制を整備してきました。今後も、ケアマネジメントの質の向上に取り組み、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止のために、医療・介護・介護予防・福祉・生活支援等のサービスを日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるよう努めていきます。

また、2017（平成29）年には全13地区の地域センターへ支え愛・ほっとステーションを設置し社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの配置により、在宅介護支援センターとともに切れ目のない総合的な相談体制を構築してきました。

今後は、さらに一歩進めた地域住民の複合・複雑化した相談を受け止める体制の整備や、本人のニーズと地域資源との間をつなぐなど、既存の制度では対応できない課題等の解決に向けた重層的支援体制の検討を進めていきます。

【在宅介護支援システムと支え愛・ほっとステーション】



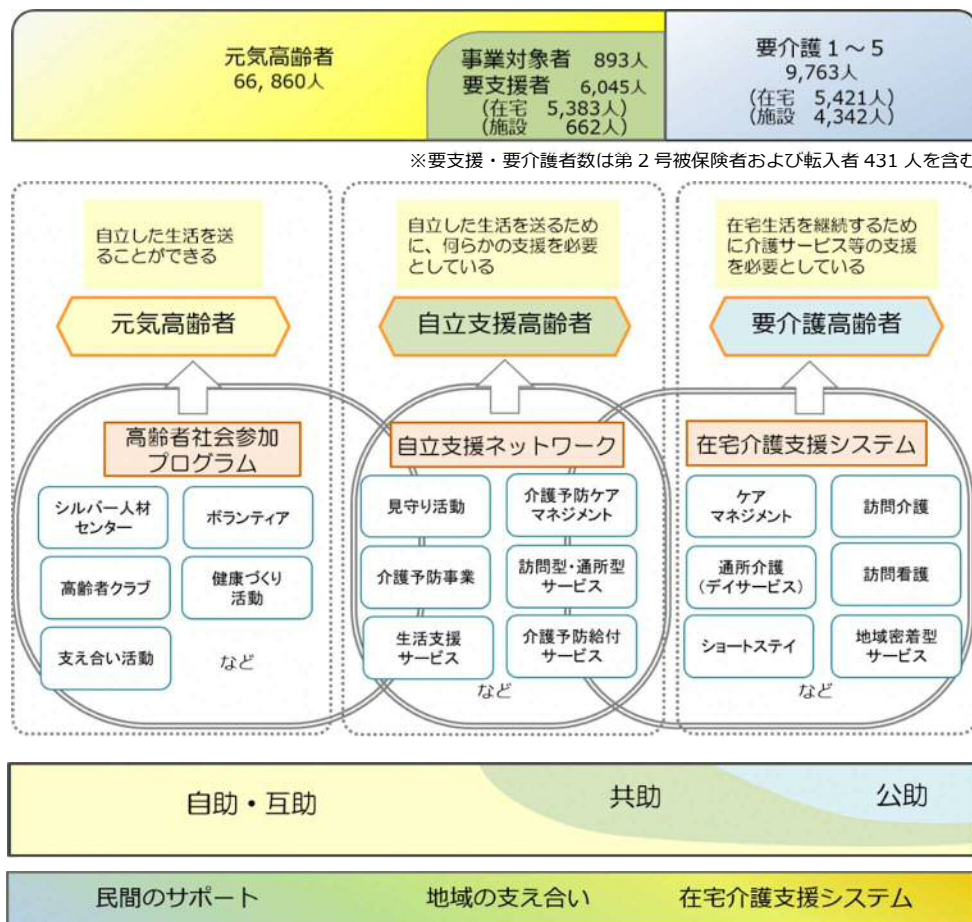
3. 高齢者への支援体制

3-2 高齢者を支える3つのしくみ

一口に高齢者といっても、幅広い世代が含まれ、心身状況、世帯や生活の状況、行動様式などは多様です。こうした状況を踏まえ、品川区では高齢者の心身状況に応じて「元気高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定し、それぞれ「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」の3つの支援のしくみを構築しています。

また、個々の事例においては、3つの類型に対応した相談・ケアマネジメント体制を整備することにより、ニーズに応じたきめ細かな支援やサービスの調整、提供を行っています。支援やサービスには様々なものがありますが、第八期においては、従来から推進してきた“地域のさまざまな相互支援活動”、区民・関係機関・区の協働や連携による“地域で支えるしくみづくり”を発展させ、“地域包括ケアシステム”をさらに推進していきます。

【高齢者を支える3つのしくみ】 第1号被保険者数：83,130人（2020（令和2）年10月1日現在）



(注) 自助：自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入
 互助：住民組織の活動、ボランティア活動、生きがい就労
 共助：介護保険等の社会保険制度およびサービス
 公助：一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護、人権擁護・虐待防止

4. 第八期に推進する8つのプロジェクト

第八期においては重点課題「地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現」に向けて、以下の8つのプロジェクトを推進します。

プロジェクト1. 地域との協働によるネットワークと共生社会の実現

地域の相談窓口である在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーションを中心に、地域との協働による支え合いのネットワークを強化するとともに、既存の制度では対応できない課題の解決に向けた体制の検討を進め、共生社会の実現を目指します。

プロジェクト2. 健康づくりと介護予防サービスの充実

心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより、健康寿命の延伸を目指します。また、介護予防サービスの利用促進により住み慣れた自宅で自立して暮らせるよう自立支援の取り組みを支援します。

プロジェクト3. 介護保険サービス・その他のサービスの充実

認知症や障害、病気等により、要介護度が中重度になっても、本人、家族の意思を尊重しながら、可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう本人と家族の双方を支援します。

プロジェクト4. 認知症高齢者とともに生きる総合的な施策の推進

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症に対する正しい理解を普及啓発していくとともに、本人・家族の意思を大事にしながら認知症本人からの情報発信の支援も行うことにより、安心して生活できる地域づくりを目指します。

プロジェクト5. 医療と介護の連携の推進

高齢になると医療と介護の両方を必要とする人が増加するため、本人、家族の意思を尊重しながら、医療職、介護職が連携して療養環境を整え、適切なケアを提供します。

プロジェクト6. 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

住み慣れた家・地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス基盤や、在宅での生活が難しくなったときのセーフティネットとしての多様な入所・入居系施設の整備を、今後のニーズを踏まえながら検討していきます。また、施設の自主的なサービスの質の向上への取り組みを支援します。

プロジェクト7. 多様な福祉人材の確保・育成と業務の効率化

介護サービス等を安定的に供給するため、多様な福祉人材の確保・育成の方策を検討・実施するとともに、施設・事業所における業務の効率化への取り組みを支援します。

プロジェクト8. 感染症や災害時対応の体制整備

予測できない感染症や災害等の発生時に適切に対応するため、発生時における具体的な対応策の検討を進めるほか、感染症対策への備えや災害備蓄品の確保などを進めていきます。

4. 第八期に推進する8つのプロジェクト

■の項目は、各プロジェクトの具体的な施策の方向性や主な事業などを紹介しています。

プロジェクト 1 地域との協働によるネットワークと共生社会の実現

(1) 社会参加活動の推進（就労的活動等）

今後のさらなる高齢化の進展に向けて、高齢者の豊かな知識や経験を活かせるよう、社会参加活動として、高齢者のライフスタイルに合わせた就労的活動への支援や地域活動、ボランティア活動メニューの充実を図ります。

- 就業機会の充実
- 趣味や生涯学習を通じてのボランティア活動の推進

(2) 地域に根ざした支え合い活動の拡充

品川区は、高齢者のワンストップの相談窓口として在宅介護支援センターを運営するとともに、身近な福祉相談の窓口としての支え愛・ほっとステーションの設置により、寄せられた地域課題を把握してきました。第八期においては、これらの課題を解決するため地域の支え合いのしくみを充実させ、町会・自治会やNPOなど、関連機関との連携・強化を図り、区民同士の支え合い活動を推進していきます。

- 支え合いのしくみの充実と支え合い活動の推進
- 生活支援体制整備事業の推進
- 高齢者クラブ、ほっとサロンの利用促進



支え愛・ほっとステーション

(3) 見守りのしくみの充実

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等が増加しているため、多様な高齢者の生活状況に合わせた見守りネットワークを構築しています。また、虐待等の早期対応を行うため、しながわ見守りホットラインにより情報提供等を受け付け、適切な対応を図ります。このしくみにより、相談や助言・話し相手・関係機関への連絡など人を介した見守りを行うほか、必要な人には、センサー等を活用した24時間体制の救急代理通報システム等の利用も推進していきます。

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りの充実
- 虐待防止の取り組みの充実

(4) 共生社会の実現に向けた体制の強化

在宅介護支援センターや支え愛・ほっとステーションと連携し、①相談者本人や家族を含めて包括的に相談を受け止める相談支援体制の整備、②本人のニーズと地域資源をつなぐ参加支援、③地域社会からの孤立を防ぎ多世代交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援など、本人に寄り添い、伴走型の支援体制の構築を進めます。これら3つの機能を一体的に実施する重層的支援体制の検討を実施し、共生社会の実現を目指します。

- 重層的支援体制整備の検討

プロジェクト2 健康づくりと介護予防サービスの充実

(1) 健康づくり活動への支援

人生100年時代が到来し、長い人生をどのように充実させていくのかという関心が高まっています。いきいきと健康に暮らすために、健康な体を維持することができるよう、健康づくりを支援する事業の充実を図り、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援し、健康寿命の延伸を目指します。

- 健康づくりを支援する事業の充実
- 健康づくり推進委員事業の推進



健康づくりを支援する
ふれあい健康塾

(2) 自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進

住み慣れた家や地域でなるべく長く暮らし続けられるよう、本人の状態に対応した多様な予防サービスを提供するとともに、高齢者の保健事業とも連携し、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のサービスを提供するしくみを強化し、自立支援・介護予防・重度化防止を推進します。また、高齢者が集える通いの場や居場所を身近な場所に確保することにより、住民主体による地域づくり・介護予防を推進します。

- 介護予防マネジメントの強化
- 一般介護予防事業の充実
- 利用者の主体性に基づく自主的な活動の促進

(3) 要介護者（要支援者）に対するリハビリテーションの推進

要介護者（要支援者）の状態が悪化しないよう、適切なケアマネジメントにより、介護保険サービスを利用したリハビリテーションの利用促進や、介護予防・日常生活支援総合事業の予防訪問事業・予防通所事業のサービス基盤を整備します。

- 通所型サービスの充実
- 訪問型サービスの充実

4. 第八期に推進する8つのプロジェクト

■の項目は、各プロジェクトの具体的な施策の方向性や主な事業などを紹介しています。

プロジェクト3 介護保険サービス・その他のサービスの充実

(1) 多様なニーズに合わせた適切なケアマネジメントの実施

在宅における要介護の中重度者や認知症高齢者の増加、障害者の高齢化等に伴う介護期間の長期化や、高齢者のみ世帯の増加やダブルケアなどによる介護者の負担増が懸念されています。本人および家族の意思を尊重しつつ、両者の生活のリズムの違いや生活の質に配慮した適切なケアマネジメントが行えるよう、ケアマネジメントの質の強化を図り、できる限り在宅生活を継続できるようにします。

- 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進
- 地域密着型サービスの利用の促進
- 市町村特別給付の継続

(2) 成年後見制度の普及・啓発

認知症や障害等により自分で十分に判断することができない人には、本人の権利や財産を守ることを目的とした成年後見制度があります。品川区は、様々な福祉の相談に応じる中で、成年後見制度による支援が適切と考えられる人に任意後見制度を含めた制度の周知を行うとともに、市民後見人の育成・活動支援の充実に努めます。

- 成年後見制度の周知
- 市民後見人の育成・活動支援

(3) 介護保険サービスの充実

在宅サービスはケアマネジャーに対する研修支援を行うことなどにより、適切なマネジメント強化を行います。また、本人・介護者の要望やニーズの多様化にあわせ、さらに内容や提供のしくみの見直しを図り、効果的・効率的なサービス提供体制を推進します。

- 地域密着型サービスの基盤整備
- 介護保険サービスの見直し等による効果的・効率的なサービス提供体制の整備

(4) 介護者支援の充実

介護者の生活状況は核家族化が進んでいることなどにより、様々な状況となっております。特に高齢化が進展している現在においては、老老介護、介護と仕事や子育てとのダブルケアなど困難な事例が増えています。介護者の視点を踏まえ、介護者交流の場の提供や、介護者の状況に十分留意した総合的なケアマネジメントを推進します。

- 介護者向けの介護者教室や介護者交流の推進
- 介護と仕事や子育てとの両立支援、介護離職の実態把握

プロジェクト4 認知症高齢者とともに生きる総合的な施策の推進

(1) 認知症の理解の推進・本人からの発信支援

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気から起きる認知機能が低下した状態であり、高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれています。認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、偏見の解消に取り組むとともに、認知症本人からの情報発信の支援も行い、地域ぐるみで認知症のある人を支えていきます。

- 『品川“くるみ”認知症ガイド』やアイテムを活用した普及啓発
- 認知症サポーター養成の推進
- 本人ミーティングの開催



認知症の理解の普及に向けた展示

(2) 認知症予防、早期発見・早期対応の推進

認知症予防に資する事業を実施し、また、認知症を早期に発見できるように認知症検診を実施することで相談や診断につなげるとともに、認知症初期集中支援事業の実施など早期の適切な対応により、本人や家族が安心して地域で生活できるように施策を推進してまいります。

- 認知症予防事業の実施
- 認知症初期集中支援事業の実施
- 認知症検診の実施

(3) 認知症高齢者と家族の社会参加・仲間づくりの支援、異業種連携の充実

認知症高齢者と介護家族の社会参加や交流は、本人や家族の心身の負担軽減に有効と考えられます。そのため、身近な場所で気軽に利用できるように、認知症カフェの設置・運営を支援するほか、認知症になっても利用しやすい生活環境の整備を目的に、異業種・多職種との連携の充実を図ります。

- 認知症カフェの設置・運営支援
- 認知症高齢者の介護家族向けの介護者教室



認知症カフェ

4. 第八期に推進する8つのプロジェクト

■の項目は、各プロジェクトの具体的な施策の方向性や主な事業などを紹介しています。

プロジェクト5 医療と介護の連携の推進

(1) 切れ目のない在宅医療と介護の連携の推進

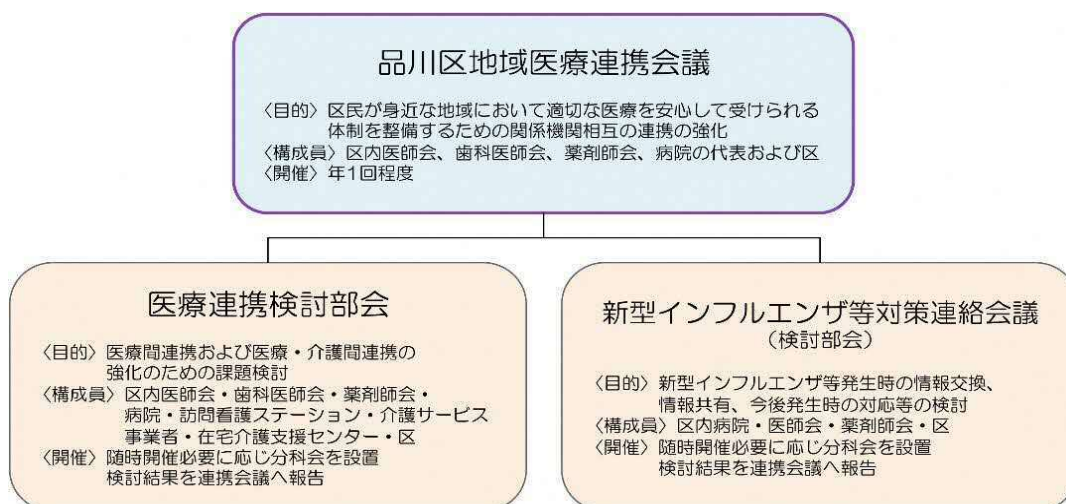
高齢になると介護と医療を同時に必要とする方が多くなります。本人や家族の意思を尊重しながら安心して療養生活を送れるよう、医療と介護の連携を推進します。そのため、在宅療養に関する情報共有や課題検討の場を設け、病院から地域へ円滑に移行するための入退院支援等を強化していきます。

- 地域ケアブロック会議の実施
- 入退院支援の強化



多職種連携の場としての
地域ケアブロック会議

【医療と介護の連携のための体制】



(2) 在宅医療に関する普及・啓発等支援策の推進

医療と介護の連携を進める上で、介護職が医療分野の知識を深めることにより、より質の高いサービス提供を目指します。また、区民に対して在宅療養に関する様々な情報を提供することで、人生の最終段階においても、本人や家族等の正しい理解に基づいた適切な支援が可能となります。ICTを活用した多職種連携システムや、地域の見守り活動や支え合い活動等から寄せられる情報の共有等、関係機関の連携をさらに強化し、多様な相談に対応できる充実した支援を推進します。

- 在宅医療の啓発を目的としたガイドブック・在宅医療機関等検索サイト等の活用
- 多職種連携システムの活用
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実

プロジェクト6 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

(1) 地域密着型サービスの整備

第七期では地域での生活を支える小規模多機能型居宅介護事業所2カ所と認知症高齢者グループホーム1カ所の整備を進めてきました。これらの地域密着型サービスの運営状況や整備の効果を見極めながら、計画的な地域密着型サービスの整備を進めていきます。

■ 需要を考慮した地域密着型サービスの整備

(2) 介護保険施設の整備

第七期では、セーフティネットとしての特別養護老人ホームについては民設1カ所の整備支援を行いました。また、在宅生活継続のための専門的リハビリテーション機能に特化した老人保健施設1カ所の整備支援を行いました。第八期以降の具体的な整備計画については、今後のサービス量を適切に見込み、公有地の活用も含め検討していきます。

■ 需要を考慮した介護保険施設の整備



ソピア御殿山（H30.5～）

(3) サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム（特定施設）の整備

ひとり暮らし高齢者が増加していることから、介護が必要になっても住み続けられる「サービス付き高齢者住宅」の整備を促進します。有料老人ホーム（特定施設）は、東京都と情報共有を行い、引き続き質と量の両面から適切な誘導を図ります。

■ 質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備

(4) 施設サービス向上の取り組み

品川区はセーフティネットとして計画的に区内の施設整備を進めた結果、入所者・入居者数は年々増加しています。入所・入居施設は一度入ると転居が難しいため、区は、施設による自主的なサービス向上の取り組みにより質の高いケアが提供されることを重視しており、2003（平成15）年度から介護施設の自主的な取り組みである「施設サービス向上研究会」を継続的に支援してきました。

2013（平成25）年度に開始した要介護度改善ケア奨励事業は、特別養護老人ホーム・老人保健施設に加え、有料老人ホーム等も参加しています。引き続きサービスの向上に取り組んでいきます。

■ 施設のサービス向上の継続的な取り組み支援

4. 第八期に推進する8つのプロジェクト

■の項目は、各プロジェクトの具体的な施策の方向性や主な事業などを紹介しています。

プロジェクト 7 多様な福祉人材の確保・育成と業務の効率化

(1) 多様な福祉人材の確保・育成

高齢化の進展に伴い、サービス需給量の増加が見込まれる中、特に看護・介護などの福祉人材は新規採用が困難になっています。多様な人材の確保について、外国人雇用を検討するなど、中長期的な看護・介護の福祉人材の確保・育成を進めていきます。また、事業所に対して様々な資源を活用し、職員の住居確保支援を検討していきます。

特に品川区では、福祉人材を育てる観点から、品川介護福祉専門学校への支援を行っていますが、近年、定員に満たない状況であることから、運営法人である品川区社会福祉協議会および学校との連携をさらに強化し、人材確保支援に努めていきます。この学校の機能を活用し、現任者の就業継続・人材定着のため、看護・介護の専門的な知識やノウハウの提供など、研修事業等の充実を図っていきます。

- 多様な看護・介護の福祉人材の確保・育成
- 介護職の離職防止および定着支援

(2) 地域福祉の担い手の確保・育成

今後さらなる高齢化の進展に向けて、地域住民や高齢者自身が自身の経験を活かした主体的・積極的な地域活動に参画することが求められています。品川区には様々な地域活動があり、支え合い活動を核としながら、区民の地域活動への参画を推進していきます。

- 地域福祉の担い手の育成と支援
- 支え合い活動の普及啓発と参加の促進

(3) 業務の効率化、質の向上の推進

介護サービスの持続的な体制確保のために、介護施設・事業所の業務負担軽減を行うことが必要になってきます。事務手続きの簡素化の検討や、介護施設・事業所におけるICT、センサー等を活用することによる業務効率化を推進していきます。

- 事務手続きの簡素化
- ICT、センサー等の導入助成

プロジェクト 8 感染症や災害時対応の体制整備

(1) 感染症対策への備え・対応策

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、介護施設・事業所に対して感染症予防対策の情報提供を行うことや、感染拡大を防ぐための衛生用品の備蓄など、緊急時における対応力の強化を推進していきます。

- 感染症予防対策の普及・啓発
- 介護事業者への感染症予防対策への支援

(2) 災害時の体制整備

これまでの災害経験を踏まえ、地震対策のほか近年の巨大台風などの風水害対策も視野にいれ、特に避難行動要支援者として個別対応が必要な高齢者等の状況を的確に把握し対応していくため、日頃からの情報共有と緊急時における対応の役割分担を明確にしておくなど連携体制の強化に努め、不測の事態に備えていきます。

具体的には、災害発生時に避難行動要支援者が迅速に避難することができるよう、品川区避難支援個別計画書の作成により具体的な避難支援者や避難所の確認をケアマネジャーやサービス事業者等と連携し丁寧に行っていきます。また、福祉避難所の拡充や避難所施設運営事業者との調整を強化し、適切な福祉避難所のあり方の検討を行っていきます。

- 避難行動要支援者名簿の作成・提供
- 品川区避難支援個別計画書の作成
- 福祉避難所の物資備蓄

5. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料

5-1 第1号被保険者数と認定者数の推移と見込み

これまでの実績を踏まえ、第八期および2025（令和7）年度、2040（令和22）年度については下表のとおり推計しています。なお、2025（令和7）年度までは特に75歳以上の高齢者の増加が見込まれ、それに合わせて認定率についても上昇が見込まれます。

■第1号被保険者数と認定者数の推移と見込み(単位:人)

| | 第七期 | | | 第八期 | | | 第九期 | 第十四期 |
|---------|-----------|----------|----------|---------------|---------------|---------------|----------|-----------|
| | 2018(H30) | 2019(R1) | 2020(R2) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2025(R7) | 2040(R22) |
| 第1号被保険者 | 82,551 | 82,663 | 82,902 | 83,199 | 83,271 | 83,341 | 83,423 | 105,566 |
| 65-74歳 | 40,928 | 39,937 | 39,568 | 39,298 | 38,164 | 37,027 | 34,722 | 55,387 |
| 75歳以上 | 41,623 | 42,726 | 43,334 | 43,901 | 45,107 | 46,314 | 48,701 | 50,179 |
| 第1号認定者 | 14,662 | 15,335 | 15,617 | 15,775 | 16,127 | 16,473 | 17,141 | 20,965 |
| (認定率) | 17.8% | 18.6% | 18.8% | 19.0% | 19.4% | 19.8% | 20.5% | 19.9% |
| 65-74歳 | 1,785 | 1,798 | 1,769 | 1,690 | 1,641 | 1,592 | 1,493 | 2,382 |
| 75歳以上 | 12,877 | 13,537 | 13,848 | 14,085 | 14,486 | 14,881 | 15,648 | 18,583 |

※各年度4月1日現在

5-2 介護にかかる費用（介護保険給付費）の推移と見込み

サービス量等の見込みから、2021（令和3）年度以降の保険給付費は下表のとおり推計します。

■保険給付費の実績と見込み(単位:百万円)

| 介護保険給付費 | 第七期 | | | 第八期 | | | 第九期 | 第十四期 |
|------------------|-----------|----------|----------|---------------|---------------|---------------|----------|-----------|
| | 2018(H30) | 2019(R1) | 2020(R2) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2025(R7) | 2040(R22) |
| 保険給付費 総額 | 22,223 | 22,792 | 23,354 | 24,022 | 24,687 | 25,263 | 26,012 | 31,623 |
| 1. 在宅サービス 計 | 12,559 | 12,875 | 13,197 | 13,580 | 14,085 | 14,484 | 14,867 | 18,540 |
| 予防給付費 | 791 | 927 | 951 | 1,093 | 1,112 | 1,134 | 1,180 | 1,385 |
| 介護給付費 | 11,768 | 11,948 | 12,246 | 12,487 | 12,973 | 13,350 | 13,687 | 17,155 |
| 2. 市町村特別給付 計 | 13 | 12 | 12 | 14 | 14 | 15 | 15 | 23 |
| 3. 地域密着型サービス 計 | 2,419 | 2,453 | 2,514 | 2,596 | 2,573 | 2,629 | 2,709 | 3,396 |
| 予防給付費 | 7 | 6 | 6 | 10 | 10 | 10 | 11 | 15 |
| 介護給付費 | 2,412 | 2,447 | 2,508 | 2,586 | 2,563 | 2,619 | 2,698 | 3,381 |
| 4. 施設サービス | 6,047 | 6,099 | 6,245 | 6,392 | 6,561 | 6,663 | 6,919 | 8,011 |
| 5. その他 | 1,185 | 1,353 | 1,386 | 1,440 | 1,454 | 1,472 | 1,502 | 1,653 |
| 高額介護サービス費等 | 688 | 865 | 886 | 916 | 918 | 925 | 935 | 986 |
| 特定入所者サービス費 | 497 | 488 | 500 | 524 | 536 | 547 | 567 | 667 |
| 地域支援事業 | 1,523 | 1,569 | 1,608 | 1,654 | 1,696 | 1,738 | 1,880 | 2,201 |
| 合計（保険給付費+地域支援事業） | 23,746 | 24,361 | 24,962 | 25,676 | 26,383 | 27,001 | 27,892 | 33,824 |

5-3 介護サービス量の推移と見込み

各サービスの見込み量は、サービス利用実績の推移、各種調査による今後の利用希望や供給者の動向などを見込み、需要量および供給量を総合的に推計しています。

なお、各サービスの具体的なサービス量の見込みは下表のとおりです。

■主要な居宅サービスの月平均利用者の推移と見込み(単位:人)

| | 第七期 | | | 第八期 | | | 第九期 | 第十四期 |
|-----------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2025 (R7) | 2040 (R22) |
| 介護給付 | | | | | | | | |
| 居宅介護支援 | 5,291 | 5,178 | 5,258 | 5,369 | 5,538 | 5,699 | 5,842 | 7,253 |
| 訪問介護 | 2,823 | 2,760 | 2,752 | 2,815 | 2,909 | 2,996 | 3,061 | 3,815 |
| 訪問看護 | 1,821 | 1,716 | 1,703 | 1,761 | 1,911 | 1,969 | 2,383 | 2,509 |
| 居宅療養管理指導 | 5,908 | 6,362 | 6,712 | 6,993 | 7,256 | 7,882 | 8,006 | 10,038 |
| 通所介護・リハビリ | 2,861 | 2,806 | 2,491 | 2,980 | 3,100 | 3,192 | 3,276 | 4,064 |
| 短期入所 | 640 | 613 | 512 | 582 | 661 | 681 | 694 | 869 |
| 特定施設入居者生活介護 | 1,416 | 1,459 | 1,495 | 1,504 | 1,539 | 1,575 | 1,648 | 2,059 |
| 福祉用具貸与・販売 | 3,867 | 3,863 | 3,774 | 3,773 | 3,902 | 4,023 | 4,104 | 5,142 |
| 予防給付 | | | | | | | | |
| 介護予防支援 | 1,938 | 2,153 | 2,251 | 2,315 | 2,387 | 2,434 | 2,525 | 2,959 |
| 介護予防訪問看護 | 550 | 598 | 649 | 673 | 697 | 710 | 738 | 868 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 778 | 930 | 1,063 | 1,144 | 1,208 | 1,232 | 1,278 | 1,498 |
| 介護予防通所リハビリ | 88 | 112 | 101 | 115 | 123 | 126 | 130 | 153 |
| 介護予防短期入所 | 28 | 35 | 25 | 33 | 35 | 38 | 40 | 48 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 252 | 301 | 321 | 331 | 337 | 343 | 357 | 418 |
| 介護予防福祉用具貸与・販売 | 1,619 | 1,782 | 1,884 | 1,930 | 1,967 | 2,007 | 2,082 | 2,439 |

■主要な地域密着型サービスの月平均利用者の推移と見込み(単位:人)

| | 第七期 | | | 第八期 | | | 第九期 | 第十四期 |
|------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2025 (R7) | 2040 (R22) |
| 介護給付 | | | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 27 | 23 | 24 | 24 | 25 | 25 | 26 | 29 |
| 夜間対応型訪問介護 | 89 | 57 | 35 | 42 | 45 | 46 | 57 | 75 |
| 認知症対応型通所介護 | 272 | 243 | 218 | 225 | 252 | 268 | 275 | 280 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 187 | 199 | 191 | 193 | 195 | 197 | 199 | 251 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 31 | 27 | 27 | 29 | 33 | 38 | 45 | 52 |
| 認知症高齢者グループホーム | 240 | 243 | 248 | 249 | 249 | 250 | 252 | 288 |
| 地域密着型特定施設 | 45 | 42 | 46 | 45 | 46 | 46 | 47 | 48 |
| 地域密着型特養ホーム | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| 地域密着型通所介護 | 859 | 860 | 743 | 858 | 865 | 872 | 885 | 960 |

■施設サービスの月平均利用者の推移と見込み(単位:人)

| | 第七期 | | | 第八期 | | | 第九期 | 第十四期 |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2025 (R7) | 2040 (R22) |
| 特別養護老人ホーム | 1,128 | 1,172 | 1,184 | 1,205 | 1,215 | 1,232 | 1,265 | 1,453 |
| 介護老人保健施設 | 595 | 567 | 522 | 564 | 584 | 602 | 612 | 716 |
| 介護療養型医療施設 | 151 | 129 | 46 | 21 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 介護医療院 | | 12 | 108 | 148 | 167 | 175 | 183 | 205 |

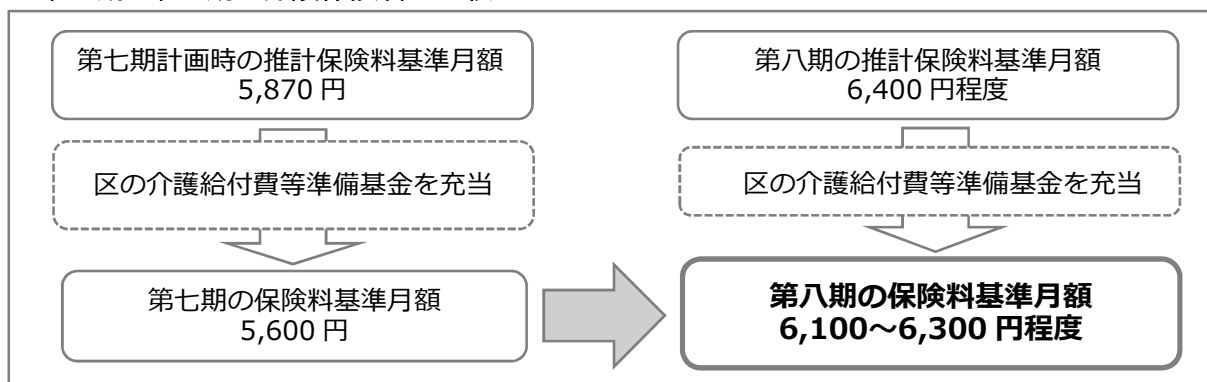
5. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料

5-4 第1号被保険者の保険料基準と介護給付費準備基金の活用

品川区では様々な介護給付適正化に取り組んでいますが、今後も給付の増加が見込まれています。2021～2023（令和3～5）年度の3年間に見込まれる介護保険給付費の推計から、第八期における保険料基準額は、月額6,400円程度と推計されます。

第八期に実際にご負担をいただく保険料基準額は、区の介護給付等準備基金を充当し、月額6,100円から6,300円程度を見込んでいます。なお、介護給付費等準備基金の取り崩し後の残金は、大規模災害やその他の不測の事態にも給付を円滑に行うことができるよう準備基金として留保します。

■第七期と第八期の介護保険料の比較



■介護保険料の推移

| | 第五期 | 第六期 | 第七期 | 第八期 | 第十期(R9) |
|-------|--------|--------|--------|--------------|--------------|
| 品川区 | 4,700円 | 5,300円 | 5,600円 | 6,100～6,300円 | 7,200～8,000円 |
| 全国平均 | 4,972円 | 5,514円 | 5,869円 | - | - |
| 23区平均 | 5,133円 | 5,667円 | 6,037円 | - | - |

5-5 介護保険にかかる事業費の財源内訳

保険給付費は、国・東京都・区の負担する公費と保険料により賄われます。第八期では保険料の負担割合は第七期と同様にそれぞれ次のとおりとなります〔第1号被保険者（65歳以上）の保険料は23%、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は27%〕。

また、地域支援事業の財源は公費と保険料が充てられます。市町村特別給付は、かかる費用の全額を第1号被保険者保険料で賄います。

■居宅サービスにかかる費用負担の割合

| | | | |
|-----|-----------------------|--------------------|----------------|
| 公費 | 国負担 25%（うち調整交付金5%） | 東京都負担 12.5% | 品川区負担 12.5% |
| 保険料 | 第1号被保険者の保険料 23% | 第2号被保険者の保険料 27% | |

* 介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国20%、都17.5%の割合となる。

* 地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料は充てられず、国38.5%、都19.25%、区19.25%、第1号被保険者の保険料23%となる。

5-6 第1号被保険者の保険料基準額と品川区独自の保険料軽減措置

保険料段階については、能力に応じた負担となるよう、第七期と同様に14段階とし負担の公平化を図ります。また、低所得者層の負担軽減を図るため、要件を満たした方の保険料について、国の公費による軽減と区独自で軽減する措置を設けています。

■ 第八期介護保険料について(第七期との比較)

| 第七期(H30～R2) | | | | 第八期(R3～R5) | | | |
|-------------|---|---------------|---------|------------|---|---------------|----------------|
| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 月額 | 段階 | 対象者 | 保険料率 | 月額 |
| 1 | ①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者 | 0.25 | 1,400円 | 1 | ①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者 | 0.25 | 1,525～1,575円 |
| 2 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 | 0.25 | 1,400円 | 2 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 | 0.25 | 1,525～1,575円 |
| 3 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 | 0.30 | 1,680円 | 3 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 | 0.30 | 1,830～1,890円 |
| 4 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人 | 0.65 | 3,640円 | 4 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人 | 0.65 | 3,965～4,095円 |
| 5 | 世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円以下の人 | 0.85 | 4,760円 | 5 | 世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円以下の人 | 0.85 | 5,185～5,355円 |
| 6 | 世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円を超える人 | 1.00 (基準額) | 5,600円 | 6 | 世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円を超える人 | 1.00 (基準額) | 6,100～6,300円 |
| 7 | 区民税課税かつ合計所得金額120万円未満の人 | 1.05 | 5,880円 | 7 | 区民税課税かつ合計所得金額120万円未満の人 | 1.05 | 6,405～6,615円 |
| 8 | 区民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満の人 | 1.20 | 6,720円 | 8 | 区民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満の人 | 1.20 | 7,320～7,560円 |
| 9 | 区民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満の人 | 1.40 | 7,840円 | 9 | 区民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満の人 | 1.40 | 8,540～8,820円 |
| 10 | 区民税課税かつ合計所得金額300万円以上500万円未満の人 | 1.65 | 9,240円 | 10 | 区民税課税かつ合計所得金額300万円以上500万円未満の人 | 1.65 | 10,065～10,395円 |
| 11 | 区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満の人 | 1.95 | 10,920円 | 11 | 区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満の人 | 1.95 | 11,895～12,285円 |
| 12 | 区民税課税かつ合計所得金額800万円以上1,200万円未満の人 | 2.15 | 12,040円 | 12 | 区民税課税かつ合計所得金額800万円以上1,200万円未満の人 | 2.15 | 13,115～13,545円 |
| 13 | 区民税課税かつ合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満の人 | 2.35 | 13,160円 | 13 | 区民税課税かつ合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満の人 | 2.35 | 14,335～14,805円 |
| 14 | 区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上の人 | 2.80 | 15,680円 | 14 | 区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上の人 | 2.80 | 17,080～17,640円 |

第八期品川区介護保険事業計画
(いきいき計画21) 概要(案)

2021(令和3)年1月

発行：品川区福祉部高齢者福祉課
〒140-8715 品川区広町2-1-36
TEL 03-5742-6728(直通)

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

第8期品川区介護保険事業計画概要（案）について ～ご意見をお寄せください～

- 第8期品川区介護保険事業計画概要（案）について、ご意見を募集します。
- ご意見は令和3年2月3日（水）までにお寄せください。
- 個人情報（住所・氏名等）は一切公表いたしません。また、ご意見は計画策定の検討のみに使用し、今後、品川区介護保険制度推進委員会等での貴重な検討資料として参考・活用させていただきます。

【意見募集の方法はメールかFAX、返信用はがき、またご持参いただくこともできます。】

- この概要（案）は品川区のホームページに掲載しており、ホームページ上からご意見をお寄せいただくことができます。（<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>）

＜ご意見等の送付先＞

品川区福祉部 高齢者福祉課 支援調整係

〒140-8715 品川区広町2-1-36 FAX：03-5742-6881

＜FAXの場合＞ このページの下段をご記入のうえ、本紙を送信してください

＜はがきの場合＞ 下のはがきを切り取り、切手を貼らずに投函してください

○右のご意見欄と下のおなまえ、年齢、ご住所を記入のうえ、このページをそのままFAXしてください。
送信票などは必要ありません。

＜送信先FAX番号＞

03-5742-6881

品川区高齢者福祉課支援調整係 行

おなまえ

年齢 歳

ご住所

計画概要（案）についてのご意見等をお書きください

ありがとうございました。

郵便はがき

1408745

057

<受取人>

品川区広町2-1-36

品川区役所 高齢者福祉課
支援調整係 行

ご住所

おなまえ

(年齢)

